



2 乙が本契約に違反した場合には、甲は、何らの催告なしに、本使用貸借契約を解除することができる。

第7条（原状回復等）

本契約終了後、乙は、本件物件をただちに原状に復したうえ、これを甲に返還しなければならない。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（住 所）

（氏 名）

印

乙（住 所）

（氏 名）

印



住 所

氏 名

印